

第 6254 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 8月 6日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 保険期間が終身で払込期間が有期の第三分野保険

**Q** : 法人契約の保険期間が終身で、保険料の払込期間が有期の取扱いが改正になったとか。どのようになったのですか？

**A** : 保険期間の開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを保険期間とすることとされました。

### 【解説】

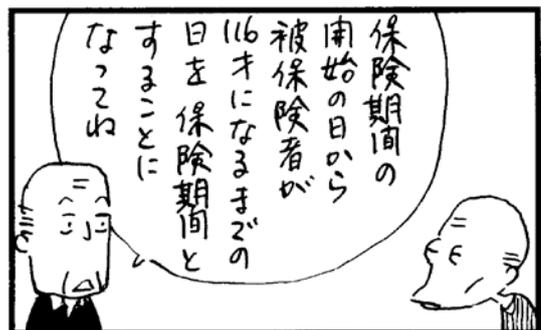
さきごろ、法人契約の定期保険及び第三分野保険の保険料の取扱いを改正する通達が発遣されました。

改正通達では、法人が保険期間が終身で払込期間が有期である第三分野保険に加入した場合は、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを保険期間とすることが明らかにされています。

したがって、期間の経過に伴って損金の額に算入することができる一般の第三分野保険(最高解約返戻率が50%以下の第三分野保険)の保険料については、保険料払込期間中は、 $(\text{払込保険料} \times \text{払込保険期間} / 116\text{歳} - \text{契約時年齢})$ で計算した金額を損金の額に算入し、残額を資産計上することとなります。

ただし、被保険者1人当たりの払込保険料が30万円(被保険者1人につき複数の定期保険等に加入している場合は、それぞれの合計額)以下のものについては、その支払った事業年度の損金の額に算入することが認められます。

この取扱いは、令和元年10月8日以後の契約分からとなります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】